

就学援助について

上三川町では、小中学校のお子さんの学用品や学校給食費等の支払いについて、経済的理由によってお困りのご家庭に対し、その一部を援助する制度を設けております。

▼援助を受けることができる世帯

- ①生活保護を受けている世帯
- ②生活保護に準じる程度の低所得世帯

▼申請方法

就学援助を希望される方は、申請書類に必要な事項を記入の上、学校または教育総務課に提出してください。(申請書類は、学校または教育総務課から受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。)

▼援助の内容

- ①要保護(生活保護の世帯)
 - ・宿泊学習費・修学旅行費・医療費(二箇等の学校病に限る)
- ②準要保護(生活保護に準ずる世帯)
 - ・学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)
 - ・新入学学用品費(4月1日認定の1年生で入学前支給を受けしていない方に限る)
 - ・学校給食費・宿泊学習費・修学旅行費
 - ・眼鏡等購入費(学校検診で再検査該当者となり、再検査の結果、医師が眼鏡を必要と判断した児童・生徒の保護者に限ります。該当者には学校を通して通知します。16,000円を上限とし、年度内1回まで)

※詳しくは、通学している学校、または教育総務課学校教育係までお問い合わせください。

▼問い合わせ先

教育総務課 学校教育係 ☎(56)9156

あなたの力が必要です！

居場所サポートボランティア 養成講座 受講者募集！

いつまでも住み慣れた地域で元気で生活していくために、これからは住民同士の支え合い・助け合いの地域づくりが求められています。その要となる「居場所」は、地域でのつながりをつくるきっかけとなり、介護予防にもつながる大切な取り組みです。

町と社会福祉協議会が共催で、「ふれあいいきいきサロン」「ミニサロン」「創年倶楽部」等の居場所でお手伝いをしていただく居場所サポートボランティア養成講座を実施します。地域での活動に興味のある人、ボランティア活動をしたい人、健康づくりや介護予防の実践をしたい人、どなたでも参加できます。一緒に地域の居場所を盛り上げましょう！ぜひご参加ください。

▶日時・内容＝

	日にち	時間	内容予定(変更になる場合もあります)
1	5月11日(金)	午前9時～11時30分	開講式・講話・活動紹介・現場実習の説明 など
2	5月18日(金)		認知症サポーター養成講座・体操・脳トレ など
3	5月25日(金)		救命処置・体操・体力測定の方法など
4	6月1日(金)		工作・まとめ・登録の説明・閉講式など

※講座開催期間に、現場実習として実際のいきいきサロンや創年倶楽部に参加します。日程は初日にお知らせします。

- ▶場所＝上三川町保健センター(上三川いきいきプラザ内)
- ▶対象＝修了後、「楽らく隊」または「創年倶楽部運営ボランティア」としてご協力いただける方。年齢、資格等は問いません。(今回、初めて参加する方のみ)
- ▶費用＝無料

※5月7日(月)までに、下記まで電話でお申し込みください。

▶問い合わせ先＝保険課 高齢者支援係 ☎(56)9102
上三川町社会福祉協議会 ☎(56)3166